**指示書様式1（電子入札におけるファイル添付可能容量超過に伴う対応について）**

令和　年　月　日

東日本高速道路株式会社

○○支社長　○○　○○　殿

住所

会社名

代表者

**電子入札におけるファイル添付可能容量超過に伴う対応について**

下記工事において、各書類の提出時点で総ファイル容量が電子入札システムの添付可能容量を超えたため、下記の提出手段により提出いたします。

なお、提出した各書類については、当社で作成した資料に相違ありません。

|  |  |
| --- | --- |
| 1.工事件名 |  |

|  |
| --- |
| 2.問合せ先 |
| 　担 当 者 |  |
| 　部 署 等 |  |
| 　電話番号 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 3.提出書類 | ・競争参加資格申請書　関係書類・技術提案書　関係書類・入札に必要な書類・その他　（　具体的な書類名を記載　　　　　　）**※該当書類以外を、~~取り消し線~~で消去すること** |

|  |  |
| --- | --- |
| 4.提出手段 | ・電子メール・郵送**※該当手段以外を、~~取り消し線~~で消去すること****※「入札に必要な書類」については、郵送で提出してください** |

|  |  |
| --- | --- |
| 5.発 出 日 | 令和　年　月　日 |

以　　上

**指示書様式3-1（暴力団排除に関する誓約書）**

令和　　年　　月　　日

東日本高速道路株式会社

○○支社（事務所）長　　　　　　　　殿

住所

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　印

暴力団排除に関する誓約書

工事件名：

標記件名において、下記の事項について当該契約満了まで将来において誓約するとともに、様式３－２の記載事項に間違いはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が契約解除等による不利益を被ることとなっても、異議申し立ては一切いたしません。

なお、本様式に記載された情報を警察に照会することについて承諾します。

また、代表者以外に記載した者についても、個人情報の提供及び警察への照会について、本人の同意を得ております。

今後、提出した様式３－２の記載内容に変更があった場合は、その都度書面により報告いたします。

記

１．役員等（※）が、暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である法人等でない。

２．役員等（※）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている法人等でない。

３．役員等（※）が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している法人等でない。

４．役員等（※）が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている法人等でない。

５．役員等（※）が、暴力団又は暴力団員との間で社会的に非難されるべき関係を有している法人等でない。

※「役員等」とは次の①から③に掲げる全ての者をいう。

①　個人にあってはその者、法人にあっては非常勤を含む役員（会社法上の役員。ただし、監査役は除く）。ただし、その他の団体にあっては、法人の役員等と同様の責任を有する代表者又は理事等

②　当該契約において、東日本高速道路株式会社との契約の締結に関して権限を委任された支社、支店、営業所等の代表者（例：当該契約の契約締結権限を有する支社長、支店長、営業所長、営業部長等）

③　①②のほか、その他経営に実質的に関与している者

以　　上

**指示書様式3-2（暴力団排除に関する誓約書：役員等名簿一覧）**

役　員　等　名　簿　一　覧

工事件名：

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 役職名 | フリガナ | 生年月日 | 性別 | 備考 |
| 氏　名 |
| （記載例）代表取締役社長 | ﾋｶﾞｼﾆﾎﾝ　ﾀﾛｳ東日本　太郎 | 昭和18年7月8日 | 男 |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

（注１）役員等名簿一覧が１枚に収まらない場合は、２枚目以降を作成して提出すること。

（注２）役員等名簿一覧には、以下の者を記載すること。

　　　　①　個人にあってはその者、法人にあっては、非常勤を含む役員（会社法上の役員。ただし、監査役は除く）。ただし、その他の団体にあっては、法人の役員等と同様の責任を有する代表者又は理事等

　　　　②　当該契約において、東日本高速道路株式会社との契約の締結に関して権限を委任された支社、支店、営業所等の代表者（例：当該契約の契約締結権限を有する支社長、支店長、営業所長、営業部長等）

　　　　③　①②のほか、その他経営に実質的に関与している者

**指示書様式4（担当者連絡先(変更)届）**

令和　年　月　日

東日本高速道路株式会社

○○支社長　○○　○○　殿

所在地

会社名

代表者

代表電話番号

**担当者連絡先(変更)届**

下記業務に係る担当者の連絡先を通知します。なお、担当者の変更等がありましたら、担当者連絡先変更届を、速やかに貴社あてに通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 1.工事件名 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 2.問合せ先 |  |
|  |  |
| 　担当者氏名(1) |  |
| 　 部署等 |  |
| 　 電話番号 |  |
| 　 E-mail |  |
|  |  |
| 　担当者氏名(2) |  |
| 　 部署等 |  |
| 　 電話番号 |  |
| 　 E-mail |  |

以　　上

＜注意事項＞

※ この届をしない時は、R5・6年度工事等の競争参加資格審査申請時（前掲［３］）に、登録頂いた電子メールアドレスあて、ご連絡致します。

※ 契約案件毎の連絡先を、他の電子メールアドレスへ変更を希望される場合は、この届を、予め契約案件毎のNEXCO東日本の契約担当部署あてご提出願います。

※ この届の提出時期は、入札公告から契約締結後の業務完了まで、いつでも構いません。

※ この届の提出方法は、「①郵送提出」、「②R5・6年度工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス若しくはこの届により既に登録済のメールアドレス又はこの届に記載のメールアドレスから電子メールで提出」、「③電子入札システムで他の書類に添付して提出」、「④電子契約システムで提出（契約締結後のみ）」の何れでも構いません。

※ 担当者の異動等により連絡先が不明とならないよう、複数名で共有するメールアドレスの登録や、メールアドレスの複数登録などを推奨します。

**指示書書式1-1（特定JV協定書案：甲型）**

**〔○○道路○○工事〕特定建設工事共同企業体協定書（甲）**

（目　的）

第1条　当共同企業体は、次の各号に掲げる事業を共同連帯して営むことを目的とする。

一　東日本高速道路株式会社発注に係る○○道路○○工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「○○工事」という。）の請負

二　前号に附帯する事業

（名　称）

第2条　当共同企業体は、○○建設株式会社・○○建設株式会社○○道路○○工事特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条　当企業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条　当企業体は、令和　年　月　日に設立し、○○工事の請負契約の履行後○ヶ月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

2　○○工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　　○○県○○市○○町○○番地

　　　　　○○建設株式会社

　　　○○県○○市○○町○○番地

　　　　　○○建設株式会社

（代表者の名称）

第6条　当企業体は、○○建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条　当企業体の代表者は、○○工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。以下同じ。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条　各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

　　○○建設株式会社　○○％

　　　　　　○○建設株式会社　○○％

2　金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ、構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、○○工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は、○○工事の請負契約の履行及び下請契約その他の○○工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　当企業体の取引金融機関は、○○銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決　算）

第12条　当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条　決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

　（欠損金の負担の割合）

第14条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（工事途中における構成員の脱退に対する措置）

第16条　構成員は、発注者及び他の構成員全員の承認がなければ、当企業体が○○工事を完成する日までは脱退することができない。

2　構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して当該工事を完成するものとする。

3　第1項の規定により脱退構成員があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4　脱退構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退構成員の出資金から当該構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第17条　当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2　前項の場合において、除名した構成員に対しその旨を通知しなければならない。

3　第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

（工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第18条　構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

　（代表者の変更）

第19条　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（解散後の契約不適合責任）

第20条　当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員が連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第21条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　○○建設会社他○社は、上記のとおり○○建設株式会社・○○建設株式会社○○道路○○工事特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

　　　令和　　年　　月　　日

○○建設株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　○　○　○　○　　印

○○建設株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　○　○　○　○　　印

 **指示書書式1-2（特定JV協定書案：乙型）**

**〔○○道路○○工事〕特定建設工事共同企業体協定書（乙）**

（目　的）

第1条　当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

一　東日本高速道路株式会社発注に係る○○道路○○工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「○○工事」という。）の請負

二　前号に附帯する事業

（名　称）

第2条　当共同企業体は、○○建設株式会社・○○建設株式会社○○道路○○工事特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条　当企業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条　当企業体は、令和　年　月　日に成立し、○○工事の請負契約の履行後○ヶ月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

2　○○工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　　○○県○○市○○町○○番地

　　　　　○○建設株式会社

　　　○○県○○市○○町○○番地

　　　　　○○建設株式会社

（代表者の名称）

第6条　当企業体は、○○建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条　当企業体の代表者は、○○工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。以下同じ。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担工事額）

第8条　各構成員の○○工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一部につき発注者と契約内容の変更増減等のあったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

　　　　　○○建築工事　　○○建設株式会社

　　　　　○○土木工事　　○○建設株式会社

2　前項に規定する分担工事の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第9条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、○○工事の完成に当るものとする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　当企業体の取引金融機関は、○○銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第12条　構成員はその分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第13条　本工事施工中発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月１回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第14条　構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3　前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4　前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（工事途中における構成員の脱退）

第16条　構成員は、当企業体が○○工事を完成する日までは脱退することができない。

（工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条　構成員のいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2　前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

（解散後の契約不適合担保責任）

第18条　当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　○○建設株式会社他○社は、上記のとおり○○建設株式会社・○○建設株式会社○○道路○○工事特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

　　　令和　　年　　月　　日

○○建設株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　○　○　○　○　　印

○○建設株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　○　○　○　○　　印